

## 引き上げ分の地方消費税の活用について

平成24年8月の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正、平成25年10月の閣議決定により、平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられました。消費税引上げ分（3%分）による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税5%には地方消費税1%が含まれており、消費税8%の場合、地方消費税は1.7%になります。地方消費税の増収分0.7%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、平成31年度当初予算において、地方消費税の社会保障財源額を58億3,600万円と算定しています。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたします。

### 地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位:千円)

分類	事業名	平成31年度事業費	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	2,018,926	203,545
	障害者福祉事業	19,260,385	949,042
	生活保護事業	32,714,135	976,222
	保育委託事業	27,701,670	1,645,058
社会保険	国民健康保険事業	5,958,262	454,448
	後期高齢者医療事業	8,070,691	202,305
	介護保険事業	7,298,404	911,358
保健衛生	保健予防対策事業	2,069,814	251,839
	健康推進事業	2,147,593	242,183
合計		107,239,880	5,836,000